

2 下水道使用料について

下水道使用料表(新旧比較)

①令和5年10月～令和6年9月請求分(平均改定率17%)

【税込み】

基本使用料(円)			従量使用料(円)			
改定前	改定後 (R5.10~R6.9)	増加額	汚水排出量区分	改定前	改定後 (R5.10~R6.9)	増加額
1,571	1,573	2	1㎡～10㎡	0	26	26
			11㎡～20㎡	157	191	34
			21㎡～50㎡	168	201	23
			51㎡～100㎡	173	204	28
			101㎡～200㎡	178	214	31
			201㎡～400㎡	178	214	26
			401㎡～	178	214	36

②令和6年10月請求分以降(平均改定率33%)

【税込み】

基本使用料(円)			従量使用料(円)			
改定前 (R5.10~R6.9)	改定後 (R6.10~)	増加額	汚水排出量区分	改定前 (R5.10~R6.9)	改定後 (R6.10~)	増加額
1,573	1,573	0	1㎡～10㎡	26	50	24
			11㎡～20㎡	191	217	26
			21㎡～50㎡	201	228	27
			51㎡～100㎡	204	232	28
			101㎡～200㎡	214	244	30
			201㎡～400㎡	214	244	30
			401㎡～	214	244	30

激変緩和措置を設けて2段階の改定

下水道使用料の改定率は33%ですが、水道料金の改定と同時期なることから、負担軽減のための措置として、激変緩和措置期間を設けて2段階の改定としました。1ヵ月の汚水排出量が20㎡の場合、改定前使用料と比較して激変緩和措置期間中(R5.10~R6.9)は602円の増、措置期間終了後は500円の増加となります。

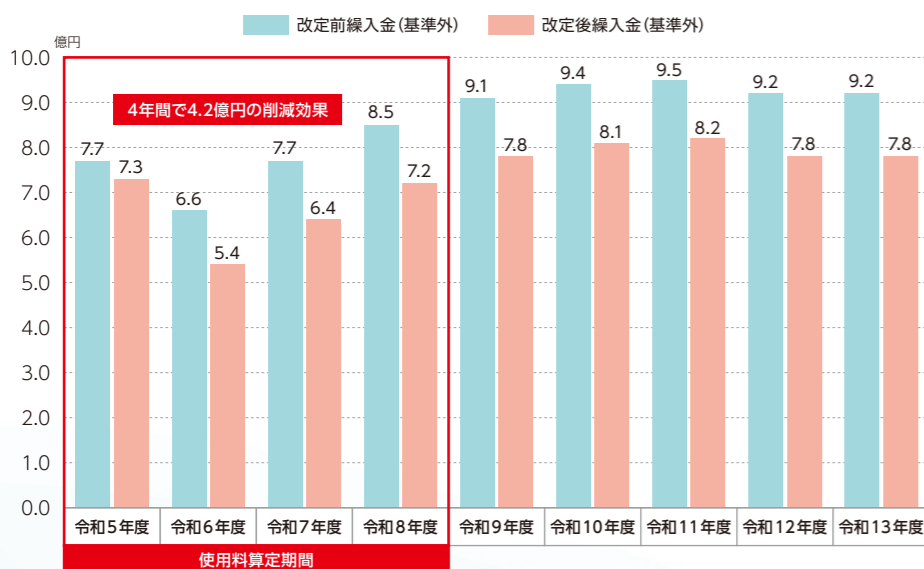


使用料改定の目的と効果

水道料金と同じく、使用料算定期間は令和5年度から令和8年度までの4年間としました。下水道事業の場合、公営企業の独立採算制の原則を守るため、収支不足を補てんする一般会計からの「基準外繰入金」をいかに削減するかが喫緊の課題になっていますが、仮にこれを全て解消すると、非常に大幅な改定をしなければなりません。

そのため、今回の使用料改定では「費用のうち維持管理費を使用料収入で全額回収すること」を目的に、使用料体系の見直しを行いました。使用料収入では維持管理費すらまかなえていないのが現状です。改定を行うことで、使用料算定期間の基準外繰入金は、4億2,000万円程度削減されることが見込まれます。

基準外繰入金の推移比較(見込み)



経営改善に向けた今後の主な取組み

- ☑ 施設統廃合による経営の合理化
 - ▶水道・下水道ともに施設規模の適正化を図り、経営効率の向上を図ります。
- ☑ 不明水対策の実施
 - ▶各家庭から処理場に流れてくるまでの間に下水道管に流入する地下水などの調査・工事を行い、有収率の改善を図ります。



水道・下水道事業などの公営企業の経営目的は、持続可能な経営を確保し、サービスを提供し続けることにあります。次世代、さらにその次の世代にも登米市の上下水道サービスを提供するためにも、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】 登米市上下水道部 経営総務課 TEL 0220(52)3313
 (令和5年11月20日発行) Mail:suidosomu@city.tome.miyagi.jp
 ホームページ ▶ tome-suido.com



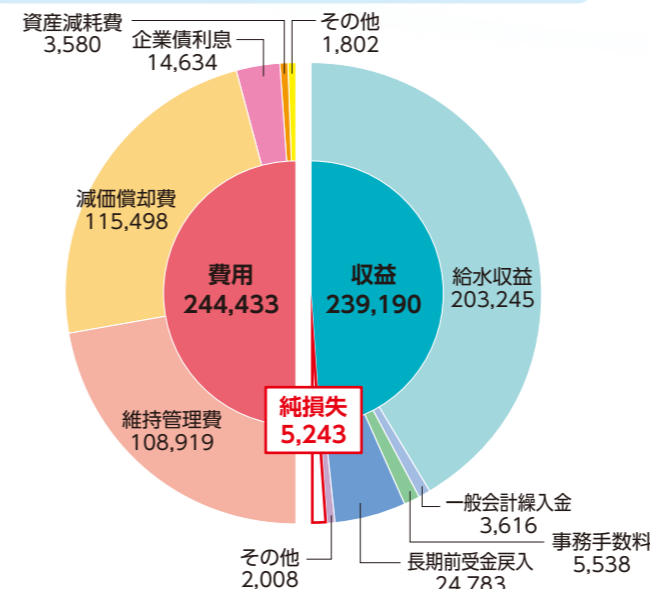
令和4年度 登米市水道事業会計・下水道事業会計 決算概要と経営状況

令和4年度登米市水道事業会計及び下水道事業会計の決算が令和5年登米市議会定例会9月定期議会で認定されました。水道事業は5,243万円の赤字、下水道事業は5,069万円の黒字となったものの、収益の40%以上が一般会計からの繰入金となっており、両事業とも料金等で経費をまかなえていない厳しい経営状況です。両事業の決算概要と、経営状況についてお知らせいたします。



1. 水道事業の決算概要

収益的収支(消費税抜き) 単位:万円
 水道水を皆さんに届けるための経費とその財源

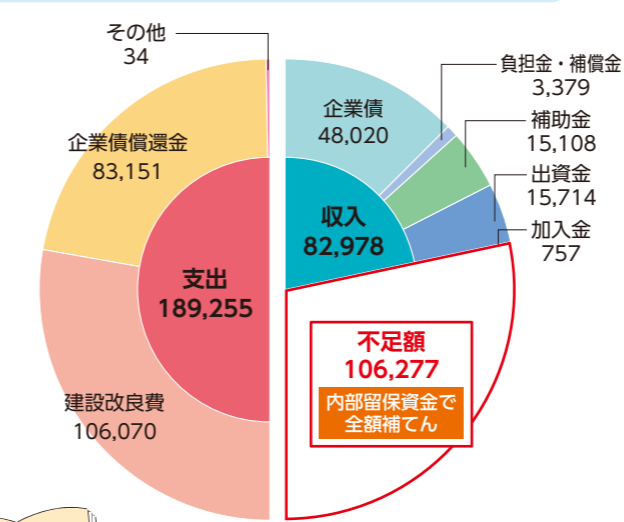


給水収益の減少、電気料金高騰の影響大きく赤字を計上

収益的収支は、1年間の経営成績を示します。収益のおよそ85%を占める給水収益(水道料金)は、前年度から2,228万円減少しました。料金収入の基礎になる有収水量は、人口減少や節水機器の普及によって年々減少の一途をたどっており、今後もその傾向が続くことが予測されます。費用は、電気料金の高騰や物価上昇の影響を大きく受け、水道施設の運転に係る動力費は前年度から4,415万円(前年比38.4%増)増加するなど、経営を圧迫しました。結果、当年度は5,243万円の赤字(純損失)となりました。

	令和4年度(A)	令和3年度(B)	増減(A-B)
収益	239,190	244,477	-5,287
費用	244,433	242,193	2,240
損益	-5,243	2,284	-7,527

資本的収支(消費税込み) 単位:万円
 水道施設を整備するための経費とその財源



水道施設の整備に10億6,070万円を投資

資本的収支では、水道管や浄水場のように長期間使用する資産の整備など、支出の効果が次年度以降に影響し、将来の収益に対応する投資的な経費とその財源を管理しています。当年度は、老朽化した水道管の更新や耐震化を中心に、10億6,070万円の設備投資を行いました。管路全体の31%が法定耐用年数の40年を経過しているため、今後も管路の更新に取り組む必要がありますが、基幹浄水場である保呂浄水場の再構築事業が令和5年度から始まるため、設備投資に要する経費は今後さらに増加することを見込んでいます。不足額の10億6,277万円は、内部留保資金で全額補てんしました。

	令和4年度(A)	令和3年度(B)	増減(A-B)
収入	82,978	37,061	45,917
支出	189,255	128,003	61,252
収支	-106,277	-90,942	-15,335

用語解説

① 現金収支のない科目と内部留保資金について

- 減価償却費・・・浄水場や浄化センター、管路など年数とともに価値が減少する資産について、取得した額を耐用年数に応じて各年度に分配して費用に計上すること。費用になりますが、現金の支出はありません。
- 長期前受金戻入・・・減価償却の対象になる資産の財源になった補助金や負担金など、将来返還する必要のない財源を、減価償却や資産減耗の際に収益として計上すること。現金の収入がない収益になります。
- 内部留保資金・・・減価償却などの現金での支出を伴わない費用を計上した場合、その分の現金は企業の内部にストックされているものとして使うことが出来る資金のこと。資本的収支における設備投資や企業債(借金)の償還(返済)、損失の補てんのための財源として使用されます。

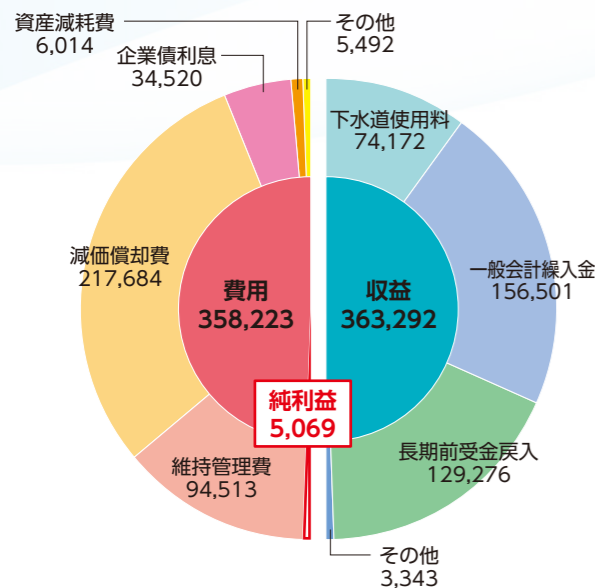
収益的収支と資本的収支は独立しているように見えて実は繋がっているんだね!



2. 下水道事業の決算概要

収益的収支（消費税抜き）単位：万円

生活排水・雨水を処理するための経費とその財源



黒字だが一般会計からの繰入金に依存している状況

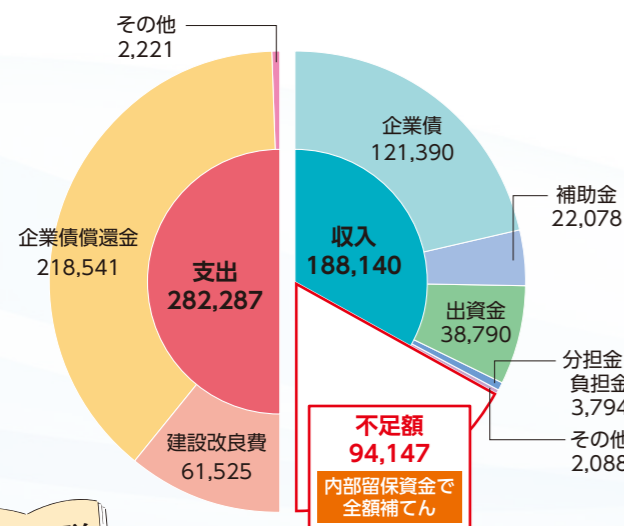
登米市の下水道事業は、所有している施設の数が多く、多額の資産を抱えているため、減価償却費と長期前受金戻入が多額になっています。

損益は黒字となったものの、下水道使用料による収入は収益全体のわずか 20% 程度で、維持管理費すらまかないきれいでない非常に厳しい経営状況です。一般会計繰入金のうち 10 億 7,685 万円は、一般会計が負担すべきものとして、国が定めているルールに基づいて繰り入れているお金（基準内繰入）ですが、残りの 4 億 8,816 万円は赤字の補てんのために繰り入れている基準外繰入と呼ばれるもので、これが無かった場合、4 億 3,747 万円の赤字となります。

	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増減 (A-B)
収益	363,292	364,313	-1,021
費用	358,223	352,649	5,574
損益	5,069	11,664	-6,595

資本的収支（消費税込み）単位：万円

下水道施設を整備するための経費とその財源



支出の77%が企業債（借金）の償還

下水道事業は多くの資産を抱えており、この財源は国や銀行からの借金である企業債を財源として施設を整備しているため、借金の額も多額となっています。当年度の企業債の償還額は 21 億 8,541 万円と、資本的支出全体の 77% を占めています。ただし、借入額よりも償還額の方が多いため、平成 20 年度に 342 億円あった企業債の残高は、令和 4 年度末時点で 250 億円まで減少しています。

施設の整備などを行う建設改良費には 6 億 1,525 万円を投じていて、当年度は管路の新規整備、処理場の更新整備、地震・大雨による災害復旧などの事業を行いました。

	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増減 (A-B)
収入	188,140	224,788	-36,648
支出	282,287	317,063	-34,776
収支	-94,147	-92,275	-1,872

用語解説

② 一般会計繰入金とは？

市の一般会計から水道・下水道事業会計へ繰り入れられるお金のことです。登米市では水道・下水道事業は市が経営していますが、料金等の収入により事業を運営することから、会計が分かれているため、繰入金という形でお金を融通しています。法律では、負担・補助・出資などといった形で他の会計から繰入を受けることが認められています。この法律などに基づく繰入金を「基準内繰入」といい、これ以外の繰入金を「基準外繰入」といいます。

基準内繰入・・・雨水の処理に要する経費や消火栓に要する経費などの、公営企業の収入で充てることが適当でない経費や、採算性が低いなどの理由で、能率的な経営を行ってもその収入で充てることが困難と認められるため、一般会計が負担すべきものとされている経費に充てられる繰入金。

基準外繰入・・・基準内繰入には該当せず、一般会計との協議を経て公営企業の会計に繰り入れているお金。登米市の下水道事業会計の場合、収支が不足する分をこの基準外繰入で繰り入れています。

令和4年度の水・下水道事業の繰入金状況(基準内・基準外の割合)

事業種別	収入種別	基準内 (金額・割合)	基準外 (金額・割合)
水道	収益的収入	基準内 3,353 万円 (92.7%)	基準外 263 万円 (7.3%)
	資本的収入	基準内 15,714 万円 (100.0%)	-
下水道	収益的収入	基準内 107,685 万円 (68.8%)	基準外 48,816 万円 (31.2%)
	資本的収入	基準内 18,136 万円 (46.8%)	基準外 20,654 万円 (53.2%)

3. 水道料金・下水道使用料の改定の目的と効果について

水道・下水道ともに令和 5 年 10 月請求分から料金等の改定をさせていただいております。

本市における料金等の改定は消費税率の改定によるものを除くと、水道料金は市合併後初（※）、下水道使用料は平成 23 年 4 月の改定を最後に、経費削減等に取り組み、料金等の水準を維持してきました。しかし、今後の人口や水量の推移・更新需要を見据えると、これまでの料金体系では上下水道サービスを提供し続けることが難しいと判断したため、料金等の改定をさせていただきました。

ここでは、今回の料金等改定の目的とその効果について説明していきます。

【※旧横山簡易水道の水道料金は、平成 19 年度から段階的に登米市水道事業の料金に統一しています。】

1 水道料金について

水道料金は平均 15% の改定

右の表は改定前後の水道料金の比較表です。たとえば、水道を 1 ヶ月に 20 m³ 使う一般家庭（13mm または 20mm）の場合、改定前後で 630 円水道料金が増加します。



水道料金表(新旧比較)

メーター口径 (mm)	基本料金 (円)			従量料金 (円)						
	改定前	改定後	増加額	水量区分	改定前	改定後	増加額			
13	1,320	1,540	220	1m ³ ~ 10m ³	147	168	21			
				11m ³ ~ 50m ³	257	277	20			
				51m ³ ~	267	287	20			
20	24,200	27,830	3,630	1m ³ ~ 100m ³	162	181	19			
				101m ³ ~ 400m ³	178	198	20			
				401m ³ ~	199	218	19			
25	33,000	37,950	4,950	1m ³ ~ 500m ³	162	181	19			
				501m ³ ~ 2000m ³	189	209	20			
				2001m ³ ~	210	229	19			
30	38,500	44,330	5,830	1m ³ ~ 10000m ³	-	-	-			
				10001m ³ ~ 15000m ³	100	119	19			
				15001m ³ ~ 25000m ³	110	129	19			
40	110,000	126,500	16,500	25001m ³ ~	120	139	19			
				100	1,320,000	1,518,000	198,000			

※実際にお使いの水道メーター口径は、検針時にお配りしている「水道使用料のお知らせ」(検針票)でご確認いただけます。

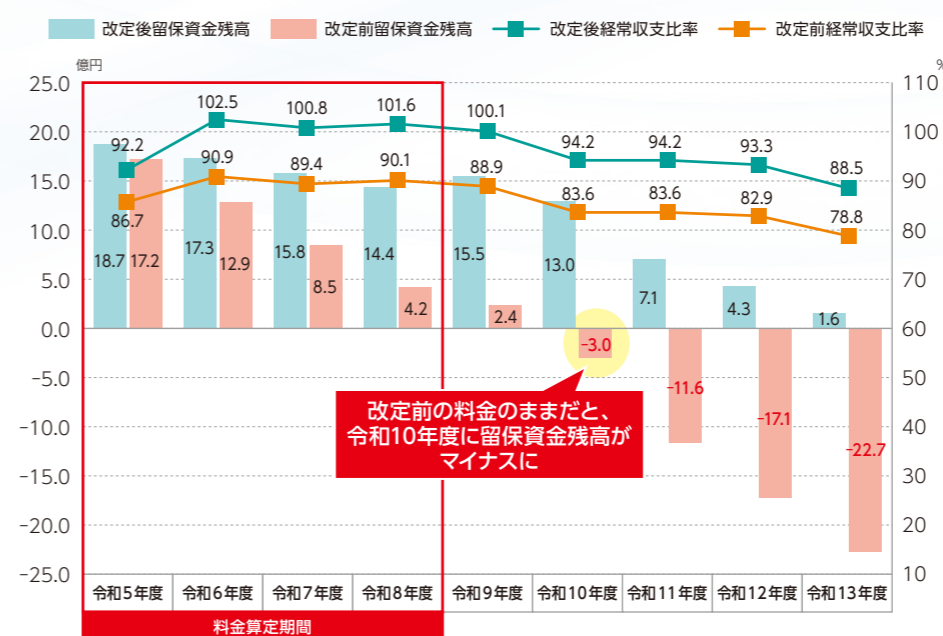
料金改定の目的と効果

今回の料金改定では、令和 5 年度から令和 8 年度までの 4 年間で「料金算定期間」として設定し、健全な財政状況を維持するために必要最低限の給水収益の額を算出しました。

下のグラフは、料金改定をした場合としなかった場合の経常収支比率（※）と留保資金残高を、令和 5 年度から令和 13 年度までシミュレーションしたものです。**料金改定をしなかった場合、留保資金残高が令和 10 年度でマイナスになり資金不足が発生**しますが、料金改定を行うことで、今後の水道施設の更新需要の増加に耐えるための財政基盤の確保が可能になります。

※経常収支比率・・・経営活動による収入で、当期の費用をまかなえているかを示す指標。100%未達は損失が生じている。

経常収支比率と留保資金残高の推移(見込み)



今後の主な事業

水道施設は今後、

- ・基幹浄水場である保呂羽浄水場の再構築
- ・耐用年数を過ぎて老朽化した管路の更新
- ・基幹管路の耐震化
- ・災害時に拠点となる重要施設の配水管の耐震化

などの事業に取り組むため、これまで以上に施設の更新需要が高まることから、財源となる留保資金を確保する必要があります。



更新後の保呂羽浄水場の完成予想図